

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から50年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで
③ 平成11年8月及び同年9月
④ 平成13年9月
⑤ 平成14年3月
⑥ 平成15年5月及び同年6月
⑦ 平成15年11月から16年9月まで
⑧ 平成17年1月

昭和48年7月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、初めの頃の国民年金保険料は1か月ずつ定期的に同区役所で納付し、途中からはC信用金庫D支店で口座振替により納付し、口座振替ができない時には、後から納付書により納付していた。確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和57年10月から口座振替により国民年金保険料の納付を開始していることが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認でき、申立期間については、口座振替による保険料納付は確認できないが、申立期間後の62年4月の保険料は、同様に口座振替による納付が確認できないものの、63年10月に過年度納付されていることがオンライン記録において確認できることから、申立期間についても過年度納付したものとみても

不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 48 年 7 月頃、国民年金の加入手続を行い、当初の国民年金保険料は 1 か月ずつ定期的に区役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることになるが、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

また、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人の預金通帳及び預金取引明細表兼残高表において口座振替による納付は確認できず、申立期間の国民年金保険料を納付するには納付書によることとなるが、当該納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、保険料納付記録の全てが漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月

昭和56年2月末日に勤務先を退職し、同年3月頃、A町役場（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行った。加入した最初の月だけ国民年金保険料を納付せずにそれ以降納付し続けるのは不自然である。申立期間の保険料は間違いなく納付しているので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立期間後の国民年金保険料は、国民年金に任意適用となる婚姻後も被保険者資格を喪失することなく第3号被保険者となるまで全て納付しており、平成12年6月以降は第1号被保険者として全て納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、A町の被保険者名簿において、資格取得の取得年月日が「56.3.1」、届出年月日が「56.4.17」とされていることから、昭和56年4月17日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の昭和55年度の摘要欄に被保険者からの申出により発行されたとみられる「納付書」の押印が有ることから、申立人の保険料納付意識を踏まえると、申立人は、この納付書により申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

父親の会社を退職後、国民年金の加入を母親から勧められ、昭和54年10月頃、私自身がA市B区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっているのには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、昭和55年4月以降、現在に至るまで国民年金保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、加入時点において、申立期間は過年度納付が可能である上、A市では国民年金の加入手続時に納付可能な過年度保険料について納付書を発行し、納付勧奨することが通例であり、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえると、同市発行の納付書により、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私が20歳になった際、両親に国民年金の加入を勧められ、私自身が区役所で加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は金融機関で納付していた。申立期間が未納となっているのには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、昭和51年4月以降、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無く、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親及び姉は、申立期間の保険料は納付済みである。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、加入時点において、申立期間は過年度納付が可能である上、A市では国民年金の加入手続き時に納付可能な過年度保険料について納付書を発行し、納付勧奨することが通例であり、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえると、同市発行の納付書により、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 7 日

有限会社Aに勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る賞与支給明細書の写しを提出するので、申立期間について標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間に有限会社Aから賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月18日から34年8月21日まで
(株式会社A)
② 昭和35年8月23日から36年4月1日まで
(B株式会社)

国(厚生労働省)の記録では、昭和36年12月21日に脱退手当金が支給されたことになっているが、結婚後に脱退手当金を受給した覚えが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②のB株式会社を退職後、再度、同社に脱退手当金支給日の直前まで勤務した時の厚生年金保険被保険者期間は、未請求となっており、両期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、再勤務までは4日間とほぼ継続して勤務していることから、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日として「回答済 36. 10. 21」の記載が有るが、これは厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後であり、脱退手当金の事務処理に要する時間を考慮すると、申立人がB株式会社の被保険者期間中に脱退手当金が請求されたと考えるのが相当であり、申立人が脱

退手当金を請求する意思を有していたと考えるのは不自然である。

さらに申立期間における最終事業主は、脱退手当金の代理請求は行って
いない旨を回答している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から55年3月まで

結婚後しばらくは国民年金に加入していなかったが、二人目の子供が小さかった頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、未納分の国民年金保険料は、後日送付されてきた納付書で何年か分を一括で納付し、加入手続後の保険料は、夫の保険料と一緒に定期的に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、二人目の子供が小さかった頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和57年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、上記の国民年金加入時点で遡って納付することが可能な昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録において確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記

号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から9年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成8年1月から9年11月まで
会社を退職するたびに国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間についても退職後1か月ぐらいの間にA市B区役所で手続を行ったはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてはA市B区役所で国民年金保険料の申請免除手続を行い、承認されていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付が免除されるためには、国民年金被保険者資格を取得することが必要であるが、A市が平成11年度以前の国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人は、平成3年12月21日付けで同資格を喪失し、その後は、申立期間を含めて登載されておらず、同市では被保険者として管理していなかったものと考えられ、このことは、オンライン記録において、前記の資格喪失後は、15年5月まで再取得していないこととも符合しており、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立期間は平成7年度から9年度の3年度に渡るため、申立人が主張するとおりに免除承認を受けるためには毎年度1回、計3回の免除申請が必要となり、申請の都度、システムチェックが行われることとなることから、この間、行政側において、申立期間が国民年金に未加入の期間であることに気付かないとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間が免除承認されていたことを示す資料である

として、申立人の母親が記載したとするメモ書きを提出しているが、上記のとおり、申立期間について、免除申請を行う前提となる、被保険者資格取得届が提出された形跡が見当たらないことから、当該メモ書きは、申立期間が免除承認されていたことを裏付ける関連資料とみることはできない。

また、上記のメモ書きを除き、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月頃から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月頃から3年4月まで

平成2年の春から夏頃に、元妻がA町役場（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた
ので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年の春から夏頃に、元妻がA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により、平成8年7月頃にA町で払い出されていることが推認でき、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、A町の国民年金被保険者名簿において、平成8年6月30日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の元妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人に

ついて、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から61年3月まで
老後の生活を心配して、昭和36年9月頃に国民年金に任意加入し、パートや内職をしながら申立期間の国民年金保険料を集金人やA市B区役所の窓口で毎月納付していた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月頃に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人やB区役所の窓口で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号（*、以下「手番①」という。）は、昭和36年11月に国民年金被保険者資格の種別を任意として払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、オンライン記録によれば、申立人は、38年5月に同被保険者資格を喪失し、61年9月に同年4月から第3号被保険者として資格取得する際に、改めて同手帳記号番号の払出（*、以下「手番②」という。）を受けるまで、国民年金に未加入の期間とされている上、手番①の記録は、62年3月9日付けで手番②の記録に追加され、手番②で管理されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和36年9月から38年4月までについて、申立人は、オンライン記録において国民年金保険料の納付記録が見当たらず、国民年金の未加入期間とされている38年5月から61年3月までのうち、A市が51年4月以降について、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は登載されておらず、当該期間について国民年金の被保険者資格を取得していた形跡が見当

たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年3月まで

私が20歳に達したため国民年金に加入するよう親に勧められ、昭和52年*月頃に母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和52年*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内及びB県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、上記のことは、申立人が申立期間当時に居住していたA県E市（現在は、F市）において、国民年金の加入手続きを行った場合に作成される申立人に係る国民年金記録カードが見当たらず、B県G市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が登載されていないこととも符合していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から63年3月まで

私が無職のため、父親が昭和62年頃にA市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行ってくれ、その際に20歳からの未納保険料全額を支払ってくれた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和62年頃に国民年金の加入手続を行い、その際に申立期間の国民年金保険料を全て納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号の前の被保険者の記録及びA市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストの登載年度から、平成2年4月に払い出されたものと推認されることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、加入直後の平成2年6月11日に、時効とならず納付可能な申立期間直後の昭和63年4月から平成元年3月までの保険料を、後続する同年4月から2年3月までの保険料を同年11月29日に、それぞれ遡って一括納付していることがオンライン記録により確認できるが、いずれの納付時点においても、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から同年10月まで

私は、夫と共に国民年金の加入手続を行い、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していた。夫が厚生年金保険に加入した37年3月以降も保険料を納付していたはずなのに、国民年金手帳の昭和37年度国民年金印紙検認記録欄の申立期間について検認印の押印が無く、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に国民年金に加入し、夫が厚生年金保険に加入した後も申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金に係る被保険者資格は、申立人の夫が昭和37年3月16日に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い、同日付で任意取得に変更されているものの、一旦、同年5月31日に同資格を喪失し、その後は、同年11月7日に再取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳の記載により確認でき、このことはA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間直前の昭和37年4月及び直後の同年11月から38年3月までの任意加入期間の国民年金保険料については、現年度納付しなかったものの、47年4月12日に特例納付していることが、所持する領収証書により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から45年5月まで

私は、父親の死後、家族で経営していたA工場を手伝ってほしいと兄に言われ、勤務先を退職して家業を手伝うこととした。母親、兄及び姉については、昭和36年から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、私についても、兄が37年10月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間当時に国民健康保険被保険者証を使ったこともあり、国民年金に未加入となっている記録には納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月頃に申立人の兄が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて、「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間当時に国民健康保険被保険者証を使用していたことから、国民年金にも加入しているはずだと主張しているが、両制度は連動しておらず、加入手続はそれぞれ行う必要がある。

また、申立人の兄又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 7 日まで
(有限会社A)
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 49 年 11 月 19 日まで
(B有限会社)

私の年金記録によると、有限会社A及びB有限会社において、脱退手当金が支給済みとされているが、受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社A及びB有限会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、C年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、有限会社A及びB有限会社の厚生年金保険被保険者期間について併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 50. 5. 31 C社会保険事務所」及び「50. 7. 11 支払済」の押印が確認できる上、「希望の受領場所」欄に「D郵便局（現在は、E郵便局）」及び決裁書の余白にも「D」と記載されていることから、社会保険事務所（当時）が、小切手を発行し、申立人の当時の住所地近くのD郵便局において、隔地払いで脱退手当金が支給されたものと推認される。

さらに、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金

を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には「脱 50. 7. 11 C」と押印されていることが確認できる。

加えて、B有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 50 年 7」の押印が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 18 日から 31 年 5 月 14 日まで
株式会社Aの被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示があり、脱退手当金の支給日である昭和 35 年 2 月 26 日は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、当該受給資格期間を満たさない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがうかえぬ。

また、申立人から聴取しても「脱退手当金を受け取ったかどうか明確には記憶していない。」と回答しており、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の後、脱退手当金支給決定前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがうかえぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
脱退手当金制度があることすら知らなかったため、脱退手当金を請求していない。脱退手当金支給通知書も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所である株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示の記載が確認できる。

また、申立人は昭和 41 年 2 月 * 日に婚姻しており、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 6 月 1 日の資格喪失後の同年 6 月 30 日に申立人の氏名が旧姓より新姓に訂正されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられ、また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約 4 か月後の同年 10 月 7 日に支給されていることを踏まえると、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握する

ことは困難であったところ、支給されていない期間が存在することに不自然さうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 2 日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年9月3日に支給決定され、その支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「退」の記載が有ることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 11 日まで
株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、株式会社Aの被保険者期間（申立期間と同一）について脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「現金 40.12.24 支払済」の押印が有るとともに、申立人が厚生年金保険被保険者証を紛失した旨が記載された書面も添付されている上、同裁定請求書の裏面には、昭和 40 年 12 月 24 日に申立人の兄が申立人の脱退手当金を代理受領した旨の署名及び押印が確認できる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の表示が有る上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と

申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年12月8日まで
(A工場)
② 昭和29年12月8日から37年4月25日まで
(B工場(現在はC株式会社))

申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことになっているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A工場及びB工場の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、D年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において「受付 昭37.9.21 D社会保険出張所」、「小切手 37.12.20 交付済」が押印されていることが確認できる。

また、B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の押印があるとともに、脱退手当金は、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額には計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年9月21日に脱退手当金裁定請求書が提出され、同年12月20日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書によると、事業所名欄には申立期間に係るA工場及びB工場のみが記載されていることが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで

A株式会社にて代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間について、実際には 100 万円ぐらいの給与額であったにもかかわらず、標準報酬月額が大幅に低い額となっている。当時、給与及び年金に関しては、一切を経理部長に任せていたので、私はこのことを知らなかった。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社の代表取締役である申立人の申立期間における標準報酬月額は当初 53 万円と記録されていたところ、平成 4 年 4 月 27 日付けで、2 年 10 月 1 日に遡って 3 年 3 月まで 18 万円に、5 年 4 月 6 日付けで、3 年 4 月 1 日に遡って 5 年 2 月まで 8 万円に訂正されていることが確認できる。

このことについて申立人は、「申立期間当時、社会保険の手続は同社の経理部長か税理士に任せており、当該訂正処理について関与していなかった。」と主張している。

しかしながら、A株式会社の経理部長であった元取締役に照会したところ、当該元取締役は、自身は同社の社会保険の手続には関与しておらず、代表取締役であった申立人だけが関与しており標準報酬月額の減額訂正についても申立人が関与していたと思われる旨供述している。

また、A株式会社の経理事務を受託していた税理士事務所に照会したところ、当時、同社を担当し、同社の監査役でもあった税理士は既に死亡し

ており、当該税理士の業務を継承している税理士は、「当時の資料は残っておらず、詳しいことは分からないが、厚生年金保険については、Aの代表者であった申立人が一番良く知っていると思う。」と供述している。

以上のことから、申立人は、Aの事業主として当該訂正処理に関する届出について関与していたものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 10 月 10 日まで
昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 10 月 10 日まで A 株式会社勤務していたが、社会保険庁（当時）に記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 3 月 1 日から 33 年 10 月 10 日までのうち、1 年数か月ほど A 株式会社勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A 株式会社は、昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、31 年 3 月 1 日から 32 年 5 月 31 日までは適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 株式会社における申立期間当時の事業主は、オンライン記録で確認できないことから、申立てに係る供述が得られない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、関連資料も不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 株式会社に係る商業登記簿謄本は、保存期間経過のため当時の役員について確認することができない。

加えて、申立人が記憶している同僚 3 人は姓のみの記憶であるため、人物を特定できず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 3 人に照会

したものの、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立て期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで
失業保険金はもらったが、厚生年金保険の脱退はしていない。私が受領した証拠を提示できないなら、記録を回復させ、遡って年金を支払ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 13 日から 40 年 7 月 1 日まで
(A店)
② 昭和 40 年 7 月 5 日から 42 年 5 月 21 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 43 年 10 月 14 日から 44 年 1 月 28 日まで
(株式会社C)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が記載されており、「受付 44. 5. 8 D社会保険事務所」、「支払済」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る最終事業所である株式会社Cの申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 D 44. 6. 23」の表示が有る上、脱退手当金は申立期間の厚生年金保険被保険者期間を通算して算出されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで
申立期間について、昭和 38 年 1 月 22 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、私が社会保険事務所（当時）でお金を受け取ったのは、36 年 10 月 1 日の結婚式よりも前であり、申立期間の脱退手当金は受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 37. 12. 12 A 社会保険事務所」、「現金 38. 1. 22 支払済」の押印が有る上、昭和 38 年 1 月 22 日に社会保険事務所（当時）の窓口で脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、同裁定請求書には、脱退手当金の算定内訳が記録されており、脱退手当金は申立期間を含む昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 12 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間で算定されていることが確認できる。

さらに、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないとわがえ、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と

申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。